

新型コロナウイルスの発生に関する注意喚起（その4）

令和2年1月31日
在シンガポール日本大使館

1. 31日、シンガポール保健省（MOH）は、新型コロナウイルスに関する感染拡大防止措置として更なる入国管理強化の実施を概要次の通り公表しました（2月1日23：59から実施）。詳細は、保健省HPを確認下さい。

<https://www.moh.gov.sg/news-highlights/details/extension-of-precautionary-measures-to-minimise-risk-of-community-spread-in-singapore>

●中国本土への渡航歴又は、中国旅券所持者への措置

■2月1日23：59から、14日以内に中国本土への渡航歴を持つ、すべての新規入国者は、シンガポール入国又は、トランジットは許可されない。

■移民検問庁（ICA）は中国旅券所持者に対し全てのビザの発行を一時停止する。また、中国旅券所持者のトランジットも一時停止。

■中国旅券所持者は、既に短期滞在ビザ及び数次ビザを発行されている場合でも入国は許可されない。

●帰国者と中国本土への渡航歴のある長期滞在ビザ所持者

■中国からの帰国日より14日間の休暇取得を勧告。

◇過去14日以内に中国に渡航したシンガポール市民及び永住者（PR）

◇過去14日以内に中国に渡航した長期滞在ビザ（各種労働ビザ・学生ビザ・家族帯同ビザを含む）

■休暇取得者は、自宅待機を行い社会的接触を避ける。混雑した場所を避け公共の集まりに出席することを控える。健康状態を注意深く監視し、発熱・咳・息切れなどの急性呼吸器疾患の症状が現れた場合は直ちに医師の診察を受ける必要がある。

■以前発表された湖北省への渡航歴・湖北省発行中国旅券所持の居住者及び長期滞在ビザ所持者への措置は引き続き有効。

2. 外務省は、海外安全HPにて、湖北省に対して感染症危険情報レベル3「渡航は止めてください。(渡航中止勧告)」(継続)を、中国のその他の地域に対して感染症危険情報レベル2「不要不急の渡航はやめてください」(引き上げ)を発出しています。

https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcinfectionsbothazardinfo_009.html

3. 外務省海外安全ホームページ、シンガポール保健省ホームページなどの最新情報を収集し引き続き感染予防に努めて下さい。

●外務省海外安全ホームページ <https://www.anzen.mofa.go.jp/>

●シンガポール保健省 (MOHホームページ) <https://www.moh.gov.sg/>